

労働市場の動向(平成29年12月内容)

【求人動き】

- 新規求人数は全数が1229人で、前月比4.1%とやや増加した。また、対前年同月比でも9.9%とかなりの程度増加した。このうち一般求人数は858人で前年同月比15.3%とかなり大きく増加、パート求人数は371人で前年同月比▲0.8%とわずかに減少した。
- 有効求人数は全数が3611人で、前月比▲3.6%とやや減少した。また、対前年同月比では2.1%とわずかに増加した。このうち一般求人数は2587人で前年同月比10%とかなりの程度増加、パート求人数は1024人で前年同月比▲13.5%とかなり大きく減少した。

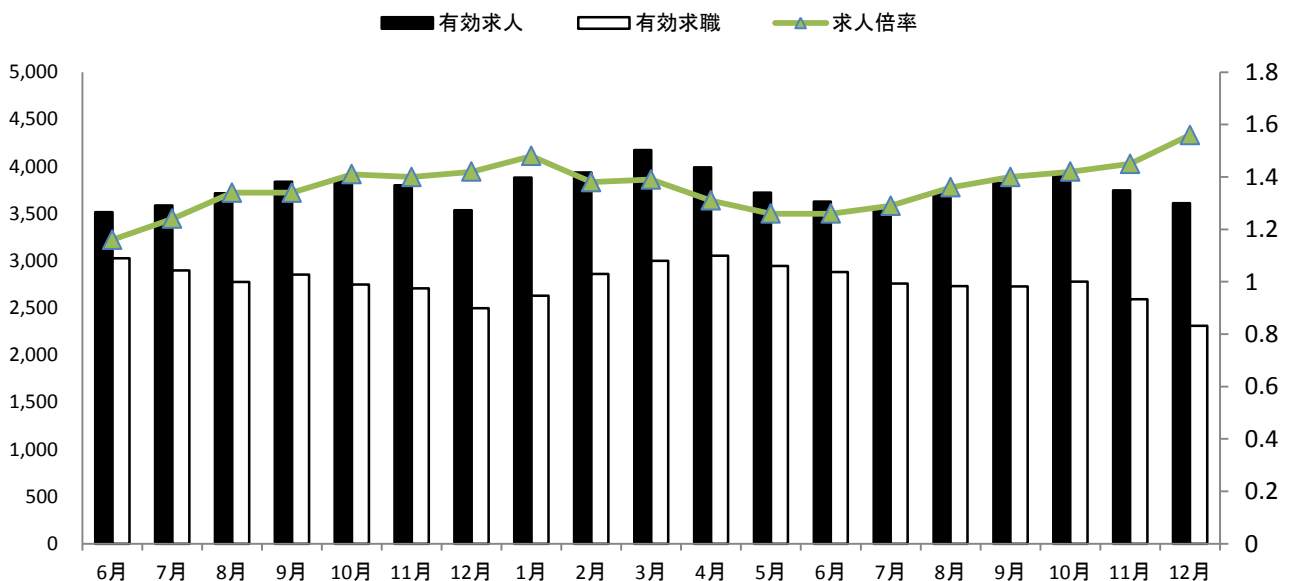
【求職の動き】

- 新規求職者数は全数が513人で、前月比▲8.4%とかなりの程度減少した。また、対前年同月比でも▲10%とかなりの程度減少した。このうち一般求職者数は387人で前年同月比▲10%とかなりの程度減少、パート求職者数は126人で前年同月比▲10%とかなりの程度減少した。
- 有効求職者数は全数が2312人で、前月比▲10.8%とかなりの程度減少した。また、対前年同月比でも▲7.4%とかなりの程度減少した。このうち一般求職者数は1569人で前年同月比▲7.1%とかなりの程度減少、パート求職者数は743人で前年同月比▲8%とかなりの程度減少した。

【雇用保険の動き】

- 管内事業所の新規適用数は9件で、廃止数は9件となっている。被保険者の資格取得数は482人で、資格喪失数は453人、うち事業主都合は41人だった。雇用保険の一般受給資格決定件数は125件で、受給者実人員は539人だった。

求人・求職の動き



	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
有効求人	3,516	3,588	3,716	3,837	3,877	3,800	3,535	3,882	3,937	4,174	3,991	3,721	3,626	3,547	3,706	3,823	3,935	3,747	3,611
有効求職	3,026	2,899	2,777	2,854	2,749	2,706	2,497	2,631	2,860	3,001	3,055	2,945	2,880	2,759	2,733	2,729	2,778	2,592	2,312
求人倍率	1.16	1.24	1.34	1.34	1.41	1.4	1.42	1.48	1.38	1.39	1.31	1.26	1.26	1.29	1.36	1.4	1.42	1.45	1.56

労働者を募集する企業の皆様へ

～労働者の募集や求人申込みの制度が変わります～
＜職業安定法の改正＞

施行日：2018（平成30）年1月1日

職業安定法や省令・指針の改正に伴い、労働者の募集を行う際の労働条件の明示等について、留意点をお知らせします。

厚生労働省のホームページに、改正法に関する資料を随時掲載しています。

職業安定法 平成29年改正

検索

1 労働条件の明示が必要な時点（タイミング）

ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働契約締結までの間、下記のように労働条件を明示することが必要です。

時 点	必要な明示
ハローワーク等への求人申込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等を行う際	求人票や募集要項等において、労働条件（詳細は次ページ）を明示することが必要です。 <ul style="list-style-type: none">○ 求人票のスペースが足りない等、やむを得ない場合には、「詳細は面談の時にお伝えします」と書いた上で、労働条件の一部を別途明示することも可能です。○ この場合原則として、初回の面接等、求人者と求職者が最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示すべきとされています。
労働条件に変更があった場合、その確定後、可能な限り速やかに	当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければなりません。（職業安定法改正により新設されました） <ul style="list-style-type: none">○ 面接等の過程で労働条件に変更があった場合、速やかに求職者に知らせるよう配慮が必要です。
労働契約締結時	労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知することが必要です。（明示すべき事項については、厚生労働省ホームページに掲載の「モデル労働条件通知書」を参考にしてください。） http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/